

ただいま上程されました報告第13号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、消防職員が、啓発活動のため訪問した事業所にて消防車両の方向変換を行う際、車両左後輪にてFRP（繊維強化プラスチック）製の合併浄化槽の蓋を破損し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。